

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度 第2回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開催日時	令和4年3月29日（火） 15時 00分から 16時 49分まで
開催場所	枚方市役所 第3・4委員会室
出席者	上野谷加代子委員長、肥田時子委員、明石隆行委員、安藤和彦委員、石田慎二委員、大西雅裕委員、畑中光昭委員、岡崎成子委員、河野和永委員、佐藤嘉枝委員、長尾祥司委員、橋本有理子委員、原啓一郎委員、藤本良知委員、三田優子委員、三戸隆委員
欠席者	所めぐみ委員、阪本徹委員、富岡量秀委員
案件名	1. 専門分科会の委員指名について（報告） 2. 各専門分科会等の令和3年度の審議状況について（報告） 3. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画の進捗について 4. その他
提出された資料等の名	1. 専門分科会 指名等委員一覧 2. 令和3年度 各専門分科会等における審議状況 （令和4年3月末時点） 3. 令和3年度における主な取組経過について 4. 枚方市成年後見制度利用促進基本計画 進捗状況管理シート
決定事項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍聴者の数	なし
所管部署 （事務局）	健康福祉部 健康福祉総務課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
委員長	<p>皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第2回枚方市社会福祉審議会（本審）を開催いたします。</p> <p>今回は対面とオンラインとのハイブリッドで開催させていただいております。</p> <p>では、本日の審議会の委員の出席状況ですが、事務局からご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【健康福祉部長挨拶】</p>
事務局	<p>ただいまの出席委員でございますが、16名のご出席をいただいております。委員定数19名のうち、2分の1以上のご出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会が成立していることをご報告いたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、本日の傍聴者ですが、ご報告ください。</p>
事務局	<p>本日の傍聴者数はゼロ人ということになります。</p>
委員長	<p>それでは、案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1「専門分科会委員の委員指名について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【資料確認】</p> <p>【案件1「専門分科会委員の委員指名について（報告）」について資料1にて説明】</p>
委員長	<p>いかがでございましょう。報告でございますけれども、何か質問がありましたら、どうぞ。</p> <p>よろしいですね。はい、確認ということでご報告を申し上げました。</p> <p>それでは、案件2についてまいります。</p> <p>案件2、資料2「各専門分科会等の令和3年度の審議状況について」、事務局から各報告をお願いします。</p>
事務局	<p>【案件2.「各専門分科会等の令和3年度の審議状況について（報告）」について資料2にて説明】</p>

<p>委員長</p>	<p>今、それぞれの専門分科会の審議状況について、ご報告がございましたが、それぞれの分科会会長もいらっしゃいますし、委員で審議に参加された方もいらっしゃると思いますので、何か補足であるとか、そのときに大きな課題になったということがあり、共有しておくべきだと思ふことがございましたら、どうぞおっしゃってください。その際、手を上げていただくことを求めたいと思います。</p> <p>どうぞ、順不同で結構です。どの分科会からでも結構です。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>障害者福祉専門分科会だけじゃなくて、自立支援協議会等でも議論してるんですけど、地域生活支援拠点事業ということで、国が示すその一定の要件を満たした連携体制を作らないといけないことと、その他特にテーマになっているのが、地域移行事業ということで意見が上がっていて、いわゆる長期に入院、もしくは入所している人を地域に戻していく取組をしようということと、それから、特に8050問題という非常に大きなテーマがあって、最近、相談の中ではそういう方の相談が増えてきたなという認識をしています。そういった方の支援って、どうしてもそれまでに支援が入ってないケースが多いので、どういうふうに関わっていくかということがサービスだけではなくて、それまでの経過であるとか、こういった方を支援することで、どういうことを地域で考えないといけないのかなということ、非常に今すごく大きなテーマがあるのかなと感じています。</p> <p>とりわけ、そのサービスでいうと、高齢と障害の面でどうするかとか、最近ヤングケアラーという言葉もすごく聞きますけど、福祉サービスだけではどうしても一部を補完するしかないの、その家族全体をどう支援するかという、そういう支援のあり方を議論して、少し市独自の体系、もしくは事業そのものをどう読み込むかということ、個別資料を見ながら、全体を考えていかないといけないなというのを感じています。そういった地域移行事業に関しては、親亡きあとの課題も含めて、地域から施設に入れないということはどうするかということ、親が非常にぎりぎりまで障害者の介護をしていて、立ち行かなくなったら施設に行こうというような状況って、やっぱり今でもあるので、そうならないためのサポート策ってどうすればいいのかということ、もう少し事例を上げて考えていくということが、非常に大事だと思っています。だから、その中の手段として、福祉サービスもしくは成年後見の問題とか、様々に包括されると思うので、事例を上げたようなポイントや最近重層的支援という言葉をよく使いますが、そういった横断的な議論が必要なのかなと感じています。</p>

委員長	<p>はい、ありがとうございます。何か補足、あるいはもうちょっと共有しておくことはありますか。</p> <p>事務局からでもいいので、報告をお願いします。いかがでしょう。</p> <p>今のご意見は、問題提起でいうことでいいですか。</p>
委員	<p>こういう議論をしているということです。</p>
委員長	<p>それは分科会でしていただいているわけですね。</p>
委員	<p>はい。そういった議論が、たぶん市全体でもされてると思うんですけど。</p>
委員長	<p>市全体もね、していращやる。</p>
委員	<p>相談機関はたくさん増えたけど、そういう実践的な取組で、どういう形にしていこうかという議論に踏み込めてないので、そういった形でちょっとそういう整理がある時期じゃないかなと、自分的には感じてます。</p>
委員長	<p>はい。何かありますか。</p>
委員	<p>私も「民生員審査専門分科会」と「障害福祉専門分科会」に出席していて、それぞれの分科会なりで検討はされてるんだけど、重なり合う部分とか、こういうふうについていったらいいよねという部分がうまく融合していかない。例えば、障害だけでも65歳になっていく人たちがどんどん増えていく。高齢の方々とあるいは子どももそうですよね、私たちがうまくつながっていったらいいと言われると、そうでもない。包括的支援って言いながら、あるいは子どもの頃から支援が必要と言われるながら、すごくギャップがある。この辺をつなげていく作業というのはどこで考えるんだろうと思ってるんですけど。だから、それぞれ担当の分科会を持ってますし、担当の方々がたくさんいるんだけど、それが横につながっていかないのをどういうふうにしていったらいいんだろうか。人間は1人だし、その1人の人間をどういうふうに支援していったらいいかというのをトータルに考えていけるような進め方っていうのをしていかないと、いつまでたっても支援に繋がらないねというふうに思ったりはしてます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。何かありますか。どうですか。</p> <p>枚方市の場合の重層的支援体制、これは今おっしゃった障害の問題</p>

	<p>で、地域における支援と施設やその他からの地域へのサービス、もちろんグループホームとか施設は、施設の中でサービスもあるでしょう。そして、高齢者施設から障害者の人も利用できるサービスがありますよ。あるいは保育園が日曜日校庭を使って、いきいきサロンをしていいですよとか、そういう意味の民間行政サービスを含めた重層的支援体制と、対象者の重層的支援体制、それから施設と地域の重層的支援体制、重層的支援体制の議論は、どのぐらいまで進みますか。国が示しているものだけですか。</p>
事務局	<p>令和3年度については、国の移行モデル事業といいますか、準備事業というのをやってまして、令和4年度は本格実施という位置づけにはなりません。ですので、枚方市は重層的支援体制整備事業をやるという位置づけにはなっています。</p> <p>おっしゃっていただいた、その個別の事例を通じて、対象者か、サービス関係機関かというのは、今は試行でやっていますので、そのあたり、また積み重ねながら進んでいくのかなと思っています。</p>
委員長	<p>それは、この重層的支援を国から「こういう考えどうですか。」と支援事業内容が下りてから実施しているんですか。枚方市は、もうちょっと早くから独自で専門職間でやってたということはないんですか。</p>
事務局	<p>それぞれの専門職同士で、例えばその包括支援であったり、ケアマネージャーさんの部会だったりとか、障害支援のほうとかで、そんなことをやっていたんですけども、それも国からの号令によって、それぞれ枚方市に健康福祉総合相談担当という、いわゆる何でも相談を受け付けるような部署を令和2年度に作りましたので、そちらが重層的支援を中心にやっています。枚方市社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーに入っただき、課題の違いや相談を関係機関にも投げかけた中で、解決に取り組もうという形で、去年の10月から試行実施して、この4月から本格実施となります。</p>
委員	<p>すいません。</p> <p>その試行実施と並行して、そこで上がってきた課題とかをどういうふうに今後に活かしていくかという、それを揉む場というのがどこにあるのかが、私も見えないんですね。それは子どもも高齢者も障害者もそれぞれ計画を作っていて、どちらも幅広い連携と重層的っていうふうに言っているけれど、じゃあ具体的にどう作っていくのかというのが、残念ながら、ない。もっと言えば、もう福祉だけでなく教育とか貧困の問題とも関わってきていて、それをたぶん串刺しするのが、権利擁護と</p>

	<p>何でしょうね、幾つかのポイントがあると思うんですけどね。もし、何かいろんなことをやっていたら、それが見えるようにしていただきたい。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>同じ、8050問題って、関わると差別的な声があって、介護保険担当の方がいろいろ当たっていただいて、そんな対応をどうするかっていうことをいつも議論されているんです。対策対応という言い方は大げさですけど、それはいわゆる重層の支援担当の相談のところに対応することですが、その状態がなぜ起きるのかということをもうちよっと分解整理していかないといけない。例えば障害から見ると、ずっと親御さんが問題を抱えないといけないっていう社会状況があると、それをどう変えていくのかとか、子どもさんがずっと福祉サービスの枠にあるけど、そこへ放流してしまうと、一切地域の声がなくなってる現状とか、そういったことを見ていかないと、障害を持ってる子どもさんについてどう暮らして、どうつながっていくべきかみたいなことをもう少し考えないといけない。発達とかそういうことが非常に注目されてるけど、そういうのって生きていく中では一つ一つの要素であってね、やっぱりその子らの人生、生活っていう、どうあるべきかみたいな議論はもう少しつながっていかないと駄目なのかなと、非常に感じていますね。本当に対策的な取組だけではたぶんいつまでもそれを繰り返さないといけないということで、そういったことを議論できる場が必要なのかなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと僕が今思ってることと、今の議論とかみ合うかどうかなんですけども、僕ら介護保険の認定審査する場に、年齢を重ねてこられて、最初は福祉から、次はじゃあ高齢になられたから介護保険でっていうふうな流れで認定審査する場はちよくちよくあるんです。そこに加えて概況とかを見せていただいて、たぶん介護保険でという流れなんだなということを何となく思い描きながら、認定審査するわけですけども、たぶん全ての審査する先生方がそういう意識を持ってやってるかということもあるし、福祉でこれまで受けてこられたサービスと、そこから介護認定を受けられて地域包括支援センターやいろんなサービス利用の場があると思うんですけども、それがそもそもマッチしてるかどうかというのがちょっと気になりますね。今まで受けてこられたことと、恐らく介護保険で受けるサービスっていうのはたぶん同じではないだろうと思いますので、そこら辺をマッチさせることをしていかないと、と思</p>

	<p>いますし、認定する側が、こういう人たちの認定をしてるんだとかね、そういうことを意識しないと、適切な介護度がちゃんと出るかどうかというのちょっと疑問かなと。第一、その高齢の皆さんとか認知症の皆さんを対象にした介護認定の制度が、福祉を必要としている皆さんのニーズにマッチしてるかどうか。何かそれは枚方市で議論するのは難しいのかもしれないんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。そこをちょっと僕は知りたいと思います。</p>
委員長	<p>事務局から答えます。</p>
事務局	<p>先ほどお話しいただいたように、65歳になったからと、すぐ介護保険のサービスという形が今まで大原則ではあったんですけども、例えば知的障害、精神障害、視覚障害といった形で、障害固有のニーズに基づいたサービスについて、障害福祉のほうが適切であったといった事例については、今後、介護保険を優先ということではなくて、継続や経過ごとに含めて障害福祉サービスということを考慮して、今ちょっと検討している最中です。</p>
委員	<p>分かりました。何かすごく難しいと思うんですよね。それって。本当に介護保険認定だけで大丈夫なんだろうかっていう気がしながら、何となく審査させていただいてたようなきらいがありますので、ぜひともその辺が、ちゃんと進んでいくといいんじゃないかなと思います。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>今の地域共生社会の流れといいますのは、一般サービスあるいは支えが下にあって、その上に障害であるとか児童であるとか特有なサービスが立っていると。今おっしゃった障害であるとか児童であるとか、やっぱり特有なサービスがないと暮らせませんので、そういうサービスをそれぞれもっとちゃんとやってもらわないといけない。</p> <p>そこに地域のサービスや支援をどう包括化していくかということが一番課題になっておましてね。今のご指摘っていうのがとても重要なことで、国民がやっぱり介護保険に幻想を持ってしまい、全てケアマネージャーさんがやってくれるわと思ったけど、そうは問屋が卸しませんよね。絶対そんなことはないわけで、たとえば、扇を開いたら扇子の骨があると。そしたら骨の2本だけは保障しましょうねというのが、介護保険です。骨がなくてぼろぼろになってたら風が来ません、要するに豊かに生きることはできませんということです。扇の要がケアマネージャーさんだったり、民生委員・児童委員さんだったり、そこは包括的にケアマネジメントをしないと、あるいはライフマネジメントをしないと</p>

暮らせないという論文を書いて出したことあるんですけどね。市民にはものすごい受けました。学術的でないので、よく分かるんです。何が言いたいか言いましたらね、今回やっとその重層的支援体制づくりというので、国が丸ごとお金出してくれるし、やっていただいて、何ていうんでしょうか、腕を磨いて、市民も参加して、当事者も参加して、参加しながらサービスや支援を作り直していくと。個別のニーズに合ったものだけでも、それは地域のニーズにも何人かに対しては合うだろうから、それを試行的にこの5年ぐらいの間に作り上げないと、もう本当に間に合わないという状況だと思うんですね。それにしてはちょっとね、大阪府全体が、枚方市とは言いません、大阪府全体がやや遅れているように思います。件数がどうかよりも、その中でやってる研究会ね。官民一緒に研究会をやって、何が課題か、今おっしゃってるように、それを出しながら次へ政策化するとき「バン！」といったら、私たちの力もついてます。市民も力がついて支えることができます。そういう意味では、専門職の間でどんなサービスがひっつけられるかという従前からいってるレベルでまだ止まってしまっていると、そんな気はしますね。もったいないです。せっかく国もあれだけのことを言っているわけですから。ですから、かなりやってるところは重層的サービスの支援体制だけでなく、それ以外のものをひっつけていってるんですね。だから、そういう意味で、本来審議会がもうちょっと頑張らないかんで、おわびを申し上げないかんですけれども、ちょっとね、勉強しながらやっけないといけないのかなという反省はいたします。何でもコロナだったからと言いたいところですけども、コロナだったからこそ勉強会はできたんですね。そういう意味では反省はしております。ぜひぜひやっていただきたいと思いますし、みなさんがご指摘されたように、今までやってきた、どうにかやってきた力を捨ててしまったらもったいないわけですよ。絶対。65歳まででどうにかこうにかやってきたわけだから、それを捨てて、介護保険だからということで、ボランティアの数も減ってますしね。もうボランティアや地域の人が支えなくても介護保険でしようっていう感じになって、これはもうこの間ずっと悩んでるところなんですよね。

委員

いや、年齢とともに使える制度が違ってきているという、縦割りじゃないですけど、その辺では、例えば障害でその人に必要なサービスというのをみんなで工夫しながらやってきたものが、65歳になって、要介護認定をされてしまうと、大体が非該当になったりします。非該当になったら、障害でそのままいけるのでいいんですけども、なまじっか要介護とか何かついてしまうと、そこでぼんと変わってしまう。それはもうみんな我々分かってるので、介護認定が非該当になるようにというのを

	<p>前提に話を進めていってというのが現実なんです。そこら辺がね、今いろんなスローガンで、要するに包括的支援で医療も含めたとかいう、いろんな議論はされてるんだけど、なかなか地域全体で、特にいろんな制度に関わってる支援者の中でも、その辺の共有ができてなくて、しかも民間施設で、入所者がたくさん入ってる介護の世界にはいろんな方がおられるんで、この地域にいたらかわいそうだったかなとかね。この人だったらこういう支援かな、みたいなことっていうのはいっぱいあるんです。地域全体で本当にトータルにどんな状態になっても分担をしながらやっていけるよっていう地域をどうして作っていったらいいかの議論はね、やっぱりしていかないといけないのと違うかなと思うんですけどね。ここで終わり、ここで切れるみたいなふうになってる実態がある。</p>
<p>委員長</p>	<p>もう一度事例をね、それぞれ出していただいてね、障害福祉の立場だったら、この方が10歳年取ったらどうなるのかとかね、時間の包括っていうんですけどね。ソーシャルワーカーの研修でもそうなんです。フューチャーデザインというんですけどもね、30年後に枚方市で生まれて、障害児だった場合にどういうことになってるだろうか。あるいはどういうことをしなくちゃいけないか。それを考えたときにね、やっぱり今までのやり方ではちょっと間に合わない、というのはあると思いますね。ですから、それぞれ縦割りで考えてもらってもいいけれども、少し時間のスパンで考えて、何を準備していくのかということですね。それは教育もそうだし、全て、もう今や、もうエネルギー問題から、もう全てどういうふうにしていくかということを考えないと、たぶん生きていけないなど。</p> <p>どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>介護支援専門員、介護保険の立場からですけども、いろんな事例をお聞きして、全部分かる分かります思いながら聞いてました。</p> <p>今、私のところの事業所で約150件のケースを全員で持っているんですけども、その中でやはり8050問題もありますし、ひきこもりの方もありますし、障害児を持っていらっしゃる方も全部あります。ただ、それぞれをつなぐところが今ないというのが現実です。どうしても困ったケースについては、やはりケアマネージャー個人個人が連絡を取ってみるというのがあります。重層的支援っていうのが枚方市で10月から始まりましていったときに、包括支援センターが勉強会してくれて非常にうれしかったんですが、その時点で、実はまだ窓口も何もないですっていう話とのことでしたが、4月から始まるんですか。</p>

事務局	10月から健康総合相談担当が窓口の形で受けています。
委員	<p>何かとりあえず始まりましたっていう話だったので。うちの事務所でも数件の事例があるので、ケアマネージャーに事例出してくださいっていったら、結構なケースが集まると思いますし、市から報告の依頼があれば、結構なケースでいろんな検討の仕方が出るとと思いますので、ぜひ言っていただきたいし、やっていただきたい。何よりも65歳になった障害の方が介護保険に来られたというときに、私たち側には全くスキルがないです。高齢者の障害の方を介護できるスキルが介護職員にはないので、非常に戸惑うことが多いは多いです。だから、いろんなことがやっぱりちょっと縦割り行政ではないところでやっていかないと、1人の人を支援できないなんていうのも非常に身に沁みて感じますので、新しい制度ができたらいいなとは思っています。</p>
委員長	<p>そうですね。重層的支援で難しいのは、担当者が何人いるからできるというものではないことです。その力を持っているソーシャルワーカー、全ての業種に同じ力を持たせるようにと厚生労働省は言っていますが、そんなことは難しいですよ。保健師にもケアマネージャーさんにも社会福祉士もみんな同じ重層的支援ができる、相談ができる。もちろんチーム的な人は2人なり3人でも4人でも作ってもらわないといけません。それだけで相談したから解決できる問題ではないということが今問題になってますよね。行政と民間と一緒に勉強会をして、何らかの形で力をつけさせるということが一番早いと思います。市独自で研修センターは持てないから、本来は大阪府でしていただきたいところですが、人づくりに関しては難しいところですね。</p>
委員	<p>相談支援機関は、全体研修を市が主体でやってくれているんですけど、支援機関によってそれぞれのフィールドが違うので、そのことを知っておくということと、そういう役割をどう考えるかということ、その機関は別に包括支援センターだけじゃなくて、地域の民生委員・児童委員さんとかたくさんおられると思うので、特にそのようなところも視野に入れていかないといけないと思います。先日、障害児さんを支援しているケアマネージャーさんと話したんですけど、幼稚園で立ち遅れてしまって、いられなくなったとのことでした。そこからどこへどうつながっていくかと思いました。恐らく、その子は支援学校へ行って、それから支援につながっていくんだろうと思うんですけど、その子自身の生活としてはそういう支援の立て方ができると思うんですけど、障害のある子はそういう世界にばかり行ってしまうと、障害のない子とどこでつながるのかというと、つながらない。そういった問題って、やっぱり地域</p>

	<p>全体で考えないといけない。一人一人がどうつながるかということ、地域がどうなるかということを見ないと、福祉サービスの領域だけで動いてもたぶん大きく変わらないし、余計いびつな社会になるのではないかなと思うんですけど。少しまた広い目で議論したいなと思っております。</p> <p>委員長 そうですね。もうこれはサービスをどう作るかというよりも、サービスを提供したり、サービスをアレンジメントしたり、マネジメントする人をどう作るかということを考えないといけませんね。ドクターと看護師さんは基準があるから、どこへ行っても仕事できるんですが、枚方市でソーシャルワークをする人、ケアマネージャーも含めて、均一かといったら違うと思います。それでは安心して市民がサービスを活用できないわけですよ。あるいは市民参加で、民生委員・児童委員さんと一緒にいうことが言えない。だからこれはもうぜひ、専門職人づくりが必要となってきますね。大阪府がやらないんだったら、先に先導して、市の目玉にするぐらいの何かがあったほうがいいでしょうね。福祉に関しては、行政マンがいくら優秀でも、具体的にサービスを提供する人やアレンジメントする人たちに力なかったら、サービスがあってもどうしようもないんですね。そういう意味では、かつての枚方市に少し戻る必要があるのかも分かりません。</p> <p> もう一つ、民生委員・児童委員さんにお聞きしたいんですが、来年の12月に改選ですよ。多くの方が辞めるだろうというふうに、全国的に言われてるわけですよ。研修ができなかったんですからね。その辺は大丈夫ですか。</p>
<p>委員</p>	<p>改選に向けて大変だと思います。と申しますのが、皆様もご存じのように、前回の一斉改選が令和元年12月にございまして、令和2年2月にはコロナ禍でほぼ活動が止まっておりました。委員のうちだいたい3分の1ぐらいの人が交代になるんですね。そうしたら、その3分の1の人が、ほぼそのまま据え置きのみで現在おられて、例えば、その方たちが全部残ってくださったとしても、また今回3分の1の方が交代します。そうしたら、単純に言えば3分の2が新人で、後の3分の1は経験者と申しまして、在任期間が短い方が多いです。担い手になる若い方は皆お仕事していらっしゃる。これが課題で私たちも考えてるんですが、お仕事をしていらしても民生委員・児童委員活動をしていただけるようにするには、どうしたらいいのか考えているんですが、なかなか変わるところまで行ってません。そういう意味では来年というか、今年のスタートはちょっと厳しいものになるかなと思います。</p> <p> それに、定年で辞める方も多いです。いわゆる団塊の世代の方が7</p>

	<p>5歳になりますので、年齢的にも多いと思うんですね。1期の延長がございまして、それで受けてくださればいいのかも分かりませんが、ただその制度を使うということで、全然候補者を探さない校区さんもありますので、それもどうなのかなっていう思いはあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>状況の厳しさの認識をしませんといけませんね。私たち福祉職、行政も含めてですが、とても大変な状況になるということが予測されております。今の民生委員・児童委員さんにお手紙を出すとか作戦がいろいろありますね。</p>
<p>委員</p>	<p>全校区でやってるかどうか分かりませんが、市の説明会を受けて、それから探してるようでは間に合わないの、令和4年、年明けて、1月が過ぎたら候補者を探さないといけないと、現実に皆おっしゃってます。ただ、私もそうですけども、候補者を探しても、受けてくださる方が民生員・児童委員として合うかどうかというのがちょっとまた難しい、悩ましいところだと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、次に進ませていただきます。 案件3でございます。「枚方市成年後見制度利用促進の基本計画の進捗状況について」、事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【案件3】「枚方市成年後見制度利用促進の基本計画の進捗状況について」について資料4にて説明</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。非常に丁寧にまとめていただいて、分かりやすかったです。 いかがでしょう、運営委員会の委員長からのご意見はいかがですか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、事務局から非常に的確に分かりやすく説明していただきました。取組、めざす姿、取組実績、実績値、今後の方向性、来年のこともきちんと具体的な方向性についてお話しをしていただきましたので、私のほうからは、事務局のほうからご説明がなかったことを中心にお話ししたいなと思っております。 枚方市の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて、中核機関の設置がされたところですね。大阪府でもまだ5か所ぐらいしか設置をされていないんですけれども、枚方市はその中でも先進的な位置にあるというふうなことでございます。 それから、名称ですけれども、「ひらかた権利擁護成年後見センター」</p>

となっております。これは以前、委員長のほうから、単にその成年後見センターだけではだめだと。権利擁護ということをしっかり位置づけるようにと、非常に厳しいご意見をいただいたところですけれども、それがきちっと反映されている。

それからもう一つは、事務局のほうから説明がなかったんですけども、この長い名前がなかなか説明しにくいし、聞くほうもなかなか耳に入りにくいということで、愛称をつけております。愛称が、「こうけんひらかた」ということで、これは公募をして、その中で一番なじみやすい名称だということで、分かりやすい愛称といいますか、略称をつけているところです。資料には出てきてないですけども、「こうけんひらかた」ということで、通常は呼ぶようにしています。

それから、今お聞きになったように、7月からスタートしています。3月に正式に決まって、設置が決まって、7月まであまり準備期間がない。その間に、非常に準備期間が短かったんですけども、すぐにトップスピードで滑り出したというふうなことです。通常、どの事業も始めるときには、なかなか事業実績が上がっていかないんですけども、すぐに多くの相談が寄せられてきていると。ちょうど7月、8月、9月のときには、今年も去年も随分暑かったですし、それからコロナ禍という中で平均大体月に50件、あるいは60件、あるいは10月ではもっと多かったというふうなことで、非常に多くの相談が寄せられたところです。このことから見ましても、委託先の社会福祉協議会と市の事務局が非常に足並みをそろえて、二人三脚でスムーズな仕事をスピーディにやっていたということがありますし、それから反面、枚方市には随分そういう権利擁護、あるいはその成年後見制度のニーズを持った方が潜在的にいらっしゃるということで、今後さらにそれを掘り起こして、そういう支援を必要な人が必要な支援が受けれるような、そういう方向で事業展開をしていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、先ほども説明ありましたが、私も3回運営委員会に出席したんですけども、大阪家庭裁判所から3人の方が3回ともご出席していただいて、我々もこの「こうけんひらかた」の事業をどんなふうに行われているのかということ非常にしっかり聞いていただいて、そしてまたコメントをいただいたわけですけども、大阪府が進めている市民後見人の養成ということなんですが、枚方では3人の方が家庭裁判所から選任されて、実際に後見人として新任の方を支援しているわけなんです。判事さんがおっしゃってましたけれども、大阪の市民後見人の制度が非常にすばらしいということで、他の管内、大阪家庭裁判所以外の管外の裁判所では、なかなかそういった市民が後見人になるようなこととか、適切な後見人を見つけるのは非常に難しい状況にあるけれ

	<p>ども、大阪のこの市民後見人の制度は全国に誇ってもいいすばらしい制度で、枚方でも3人の市民の方が後見人として活躍されていると。これは非常に評価できることであると。さらにといったら、大阪家庭裁判所は、弁護士とか社会福祉士とか司法書士とか、あるいは親族とかいう方がいろいろ後見人になられているわけですがけれども、大阪家庭裁判所としては市民後見人ファーストという、そういう感じをもって、後見人を選任しているというコメントもいただいたところです。</p> <p>それから、初年度で非常にスピーディに事業を進めていただいて、基本メニューはできたということなんですけれども、ここの事業については今後さらに地域の関係者の方、あるいは関係団体の方々と情報交換をして、いろんなこの項目について協議をして、個々の事業については具体的な、先ほども障害福祉のところでもありましたけれども、具体的な事例に照らして、どういうふうな仕組みが必要なのか。チーム支援部会というのがありましたけれども、それ以外にもほかに必要な仕組みはないのかどうか、そんなことも検討しながら、事務局のほうからも説明ありましたけれども、運営委員会とか地域連携ネットワーク協議会とかというふうな、そういう形だけにとらわれずに、実質的な支援ができるような、そういう仕組みを作っていくことが必要なのではないかなというふうに思っています。実際の事例を検討していく中で、様々な課題が出てきて、その課題に合うような仕組みに変えていく必要も出てくるかもしれないので、地域の皆さん方のまたご意見、いろいろいただきながらやってまいりたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。いかがでしょう。委員の皆様方、ご質問でも結構ですし、ご意見でも、どうぞ。</p>
委員	<p>すいません。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですが、その中核機関の運営委員会で、成年後見以外のどんな議論がされているのかということなんです。家庭裁判所の方もいらっしゃってるので、成年後見の話がほとんどなのかなと思うんですが、ほかにもいろんな相談があります。けれども、これは成年後見につなげるのか、そうじゃなくて地域の支援者につなげるのかというさばきがすごく重要だと思っているのと、どうやってマッチングを丁寧にやっているのかというのが、一番私の関心にあります。何かその支援者と現在生活支援、高齢でも障害でもですね、現在関わって</p>

	<p>る支援者との綿密な情報共有とかがきちんと丁寧に行われて、後見人になれる方がその地域の支援者やそういうところにも会いに行くという形を取っているのかどうかということが一番の関心です。つまり、その中核機関運営委員会が、とにかく成年後見の促進だけのために何か動いてるような、印象を持ってしまって、大変失礼な言い方なんですけれど、枚方市が抱える権利擁護の課題が、これまでの運営の中でどんなポイントが上がってきたのかが、ちょっと今日報告がありませんでしたので、教えていただけたらと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ</p>
<p>委員</p>	<p>相談件数が非常に多いということで、恐らく潜在的に多いのはたぶんもともとそうだという気はするんですけど、その相談の内容等々がやっぱり少し示していただきたい。行政も含めて。そういうことで、さっきご意見があったみたいに、そのマッチング機能と、本来成年後見を求めている案件にはないケースもたぶん含まれてる気はするので、そういったことを示していただきたいなというふうに思います。その中でやっぱり本来この機関がすべき役割は一体何かということをもう少し議論されていくべきなのかなと。ちょっと意見、余談なんですけど、8050問題を抱える世帯がいて、お母さんに成年後見人をつけようということ、その本人さんにも成年後見人をつけていくようなことを考えようということ、一緒に関わってもらってるんですけど、少し動きがあまり丁寧じゃないという感想があります。そういったことで、実際の動きそのものを事例として報告いただきたい。恐らく計画を推進する中で、このような場所で報告するのは大事なことなので、少し丁寧にやっていただきたいなというふうに感じています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>私もすごく大変時間の短い期間でね、すごい整えていただいたんだなと思いながら、これを作る前に成年後見の検討会に結構出席していて、そのときにやはり成年後見の対象じゃない人たちも含めて、いろんな相談をどういうふうに聞いて、どうしていくかという議論って、結構したと思うんですね。その辺が実際この仕組みの中で、別に成年後見まではいかない、あるいは成年後見制度をつなげるだけではなくて、その障害を持ってる本人なり、いろんな方々の本当の思ってる部分をどういうふうに引き出して、どう結びつけていくかというのは、単なるこの組織、仕組みの中だけではなくて、地域にあるいろんなところとどうつながっていくか試してみたいなことを作っていかないってという議論がい</p>

	<p>ろいろあったと思うんですね。その辺がある面では、ちょっとちらっとこれがそうかなと思うところもあるんですが、ちょっとまだ見えないかなっていうふうなところが、今、委員が言われたようなところも含めてあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、いかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>いろいろご意見、ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず、ひらかた権利擁護成年後見センターの実績の関係でなんですけれども、先ほど7月に立ち上げて、2月までの延べ相談件数424件とお伝えしてるんですけれども、その中で成年後見だけの相談ではなくて、広く権利擁護センターでもありますので、成年後見制度だけに限らず、権利擁護のご相談も対応させていただいてます。実績の割合としましては、大体寄せられる相談のうちの6割が成年後見制度に関わることで、残りの4割は、財産関係だったりとかDV、虐待関係、あとは医療とかの健康面でのご相談とか、身近な生活全般のご相談もあったりしている状況です。その中で、センター職員が日々相談を聞く中で、全て何でもかんでも成年後見制度につなげるものではなくて、やはりその人の状況、その人の希望に応じた適切な支援が何かというところの視点を持って、センター職員が相談を聞いているような状況です。その先の支援につきましても、成年後見制度の利用を検討できる方であれば制度の説明をさせていただいて、具体的な申立て支援のほうに入っていくんですけれども、それ以外の成年後見制度以外の制度につなげないといけない方でしたり、ほかの相談窓口につながないといけないケースにつきましては、地域包括支援センターや障害の基幹相談支援センター、あとケアマネージャーさんなど、広く支援関係者の方と連絡を取り合いながら、連携を取り合いながらつなげていただいているような状況でございます。</p> <p>また、確かに職員も7月に立ち上げて、日々の実践の中でそういうスキルを身につけていくというような、同時進行になっているような状況もございましたので、これからよりよい相談内容に応じた適切な支援につなげるように、ちょっとセンター職員のスキルアップなども図っていきたいと考えております。</p> <p>あと、今後立ち上げようと考えております、相談支援部会のほうでも、個別の事例検討や事例の振り返りなどを通して、本当にその対応が適切だったのか、本当はこうすべきだったんじゃないのかなど、そういう評価的なところもその相談支援部会の中でやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>もう一つ、ちょっと今日説明の中では触れてなかったんですけど</p>

	<p>も、やはり日常生活自立支援事業、社会福祉協議会で実施してる事業なんですけれども、日常生活自立支援事業を今利用されてる方の中でも、判断能力の低下が進行いたしまして、成年後見制度へつながらないといけな方というのがやはり一定いらっしゃいます。その方々のその制度につなぐ適切な見極めというのを、今センターのほうでやっておりますので、タイミングを見極めて、ご本人さんの意思も確認しながら、円滑な制度移行というのにも今取り組んでいるところでございます。</p> <p>すいません、ちょっとお答えになってるか分からないんですけども、状況としてはそのような形になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>そのセンターの職員スキル云々はもうしょうがないと思っているんです。だけれど、まず思うのは、とにかくその運営委員会、三士会の家庭裁判所の運営委員会が2か月に1回で、地域連携ネットワークがこの頻度でいいのかと。これから相談支援という、つまり今まで関わった人たちとのつなぎをつけながら、この人は成年後見が最善なのか、そうじゃないのかっていうことをどういうふうに決めていっていかというプロセスをみんなで共有していくことだと思うんですね。なので、むしろその運営委員会は年に1回とかで、ほかにもうちょっと頻繁に現場の人も入れてやるべきではないかなと思っています。すごい勢いでとにかく枚方が成年後見をプッシュしてるというのは、やっぱり大阪府下でも非常に今いろんな方が注目しておりまして、運営委員会が三士会で行われているというのかなり特徴的なので、本当に失礼な言い方なんですけど、何か職種別配分が行われるんじゃないか、と。つまり次はこの何とか士会というふうになっていくと、マッチングどころじゃなく、とにかく数を上げるというような流れなのかという誤解もされるんじゃないかと思います。あるいは、その現場のほうでやっぱり成年後見につながれば、全て何かばら色かのような、何ていうか、そんなふうなのが広がってしまうことも問題かなと思っています、障害のほうはたぶんなかなかさっき数が伸びないっていうのは、周知じゃなくて、そのプロセスのほうが見えないと頼めないっていう現状があるんですよ。そういうことをきちんと理解して、運営委員会なり、こういったネットワークを作っていくのかというのがすごく大事なんじゃないかなと思っています。さっき相談が400何件あって、6割ぐらいが成年後見だったというふうに口頭でご説明いただきましたが、そういうことも今後は図式化していただいて、数字に出していただきたいのと、その6割のうち何割が成年後見につながって、ほかの何割が機関につながった、医療につながったとかっていうことを丁寧に出していただかないと、この中核機関としての</p>

	<p>やっぱり存在っていうのはどうなんだろうというふうに思われるというふうに、私は考えています。本当に相談があったら、イコール成年後見を推薦する、進めるということが、今きちんと丁寧に、そのプロセスを丁寧にやらないと、今後もっともっと促進してしまうと思われちゃう。実際は違うのかもしれないんですけども、という懸念がすごくあって発言させていただきました。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>僕も同じで、それぞれの機関の役割をもう少し明確に書いていただきたいなと思うんですけど、例えば相談支援部会の準備会の会議に出させてもらったんですけど、ここで何するのかということが定まってなく始まったっていう感じがしてたんで、各機関の役割とか構成とかいうことをもうちょっと可視化していただきたいなというふうに感じてるんです。僕ら、障害で非常にすごく気にするのは、やっぱりその人の権利保障をちゃんとしてくれるような人が後見についてくれるかというのが、それは非常に大事なところで、例えばその後見の人が本人は地域生活を望んでるのに、施設が適当だと言い出したら、そっちに流れてしまおうとかね。事前マッチングして、ちゃんと丁寧にやってほしいって、ずっと訴えてるけど、少しその辺の動きが、まだ初年度だって言い方になるけど、初年度でもその人はその人の支援だから、少しその丁寧さがどうなのかなという気は少し感じています。</p>
委員	<p>検討会のときに、さらにそれができたら、どういう役割分担をするのかとか、既存の地域で支援をしてるようないろんなところと関係をどう作っていくとかとか、そういう話って結構したように思うんですけど、でき上がってしまうと、成年後見の数が問題になっていきます。</p>
委員	<p>具体的に当事者にとってどうフィードバックされてるのかということまで見えないんで、本来そこが基本であるべきですけど、少しそういった点では中身をもう少し深めていただきたいなと思うんですけど。</p>
委員	<p>それと地域で支援をしてたようなところとの関連、役割分担、その辺も、そこら辺も皆入れて、全体の力をつけていかないと意味ないので、その辺の議論をたぶん前段でやってたと思うんですよね。委員がおっしゃってるのもその辺もあるのかなと思うので。</p>
委員長	<p>よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>いろんな貴重な意見いただきまして、ありがとうございます。確か</p>

	<p>に、おっしゃったように、様々なその生活課題を抱えていらっしゃると思いますので、その人たちが全部成年後見制度につながるわけではなくて、その人の生活を支えていくにはどうしていくかというふうな、そういう視点は当然必要になってこようかというふうに思っておりますけれども、先ほども申しあげましたけれども、令和4年度の事業の中ではネットワーク会議の最初のときにも私も申しあげましたし、事務局のほうからも申しあげて、ネットワークが1年に1回とか2回、そういったことだけではなかなか地域のネットワークができていけないので、そのネットワーク会議で具体的に案件を検討して、どういう形がいいのかというようなことを具体的にその地域のよりその実務に従事されている方々のそういう部会といいますかね、支援会議なんかを設けてやっていく必要があるのではないかなというふうに思っております。</p> <p>それからもう一つは、そういったことと含めて、受任調整会議というのがあるんですけど、これはその人に成年後見人が必要かどうかというふうなことを検討する会議なんですけれども、その一つ前に、今ご指摘のように、その人の生活を支えるためには、あるいはその権利を擁護していくためにはどういうことが必要なのかということを検討して行って、この人はこういうサービスが必要であって、その中の一つに日常生活自立支援事業もつけていかないといけない。あるいはその成年後見制度が必要ではないけれども、こういうサービスが必要だということを、成年後見権利擁護と照らし合わせながら、地域の人たちとも意見交換しながらやっていくような、そういう会議が必要ではないかなというふうに思っています。例えば、仮に名前をつけるとすれば、支援検討会議とかというふうな、そういう名前と呼ばれるかというふうに思うんですけども、委員がおっしゃったように、そういうプロセスの中でいろんな出口があると思うんですよね。成年後見でない、権利擁護でないサービス、日常生活自立支援事業の行く道、あるいは日常生活自立支援事業から成年後見制度へ行く道、あるいは直接成年後見制度に行く、いろんなその人の権利を擁護していくための入り口と出口がたくさんあるわけなので、それはやっぱり地域の人たちとこれからやっぱりどういう形がいいのかということを作っていくかなければいけないという、そのうちの一つがそのネットワーク会議の下に設けられる会議ではないかなということで、この間のネットワーク会議の中でもお示したところなんです。</p> <p>事務局、よろしいですかね。それで。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。これいろいろね、考え方がありまして、100事例ぐらいすると、常にコアになるところがどこかが分かってくるわけですよ。だから、個別支援のネットワークが、事例検討みたいになるにはどうしたらいい</p>

	<p>かですよね。事例検討はまた別なんだけど。あるいは機関間ネットワーク、機関の長のネットワークもありますよね。ネットワークというのは重層的なんですよ。それこそ、重層的の支援ね。だから、ネットワーク会議が1回ですというときのネットワーク会議は、私たちが使ってるのと違うと思います。言葉の使い方が違います。だから、よそから見て、何々ネットワーク会議、って固定して開催しても、またいつものとおりだと。そういうふうに誤解されますので、問題解決の入り口から出口のことまで個別支援を通しであることを「ネットワーク会議」と言うと思いますね。</p>
<p>委員</p>	<p>どうぞ。はい、どうぞ。</p> <p>そのとおりなんですよ。何月何日が今度ネットワーク会議って。でも差し迫って困ってる人たちがいて、センターに助けを求めたと。例えば、親御さんはもう精神科病院に入れるのがいいと思っているしって。でも関わってきた支援者からしたら、いや、この人に今大事なのはそこじゃないかとか、そういうのを聞きながら、成年後見に行くか行かないかという、そういう何か本当にタイムリーに決めていくような仕組みを作るのがセンターの役割だと思うんで、それが今までできていたのか、できていないのか。できていないで、あるいはできていたとしたら、それを共有していただきたいと。それを何か事例とかで見極めるのは年に2回とか3回でもいいんですけど、やっぱりそういうことが動きはね、やっぱり臨機応変にできるっていうことが大事だと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。もう研究会をしないといけないです。いいと思いますよ。審議会は研究機能を持つてるわけですから。</p> <p>研究会もしなければならぬし、審議会で私がずっと言っていますように、お互いの知見、あるいはもう博識のものを交流しながらいいものにしていく。要するにいいものにしていっていいわけですから、ですからちょっとそういう意味では急いで作りましたこともありましたけれども、これにもっと生涯教育やら、いろんなものを入れたときにどういうイメージになるんだとかね、それもちょうと考えませんと、ちょっと三士会と裁判、あるいは決定してもらおうというほうにちょっとね、ちょっと動いたような気がいたしますので、課題にさせていただいて、またこの審議会を出していただくと、今日はこういうふうにこの計画を、基本計画をこういうふうに落としてみましたというレベルでご勘弁いただきますようお願いいたします。よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>この本審の中でそういう計画、進捗みたいなことも報告すると、先生がおっしゃられたと思うんですけど。</p>

委員長	します。はい。
委員	報告する機会を持っていただいて、本当にそういう事業内容はどうかということ、やっぱり少し議論される場所というのを設けていただきたいなというふうに思います。
委員長	はい。そういう要望がありましたし、私もものすごい気にしてますのは、いろんな支援を活用しながらその方が今まで生きてきたこと、それは枚方市の財産でもあるわけですよ。それを捨ててしまうようなこと、あるいはその路線を変えてしまうようなことをしたらいけないと。何ども言いますが、人生はつながってますのでね、そういう意味で、そこはちょっと丁寧にさせていただけたらいいなというふうに思いますね。ただ、なかなか難しいからね。最先端のことを求めながらやってますので、大変でございましょうけど、やり始めたわけですからね、頑張ってる。 それで、「こうけんひらかた」のこうけんは平仮名ですか。
委員	平仮名です。はい。
委員長	平仮名。ありがとうございます。 そうしましたら、委員の皆様、いいですか。
委員長	大体よろしいですか。
委員	先ほどどなたか、おっしゃいましたようにね、社会福祉審議会としては、やはりこの制度の問題点とか様々なものが出てくるとは思いますけど、やっぱりその中で最重要だと思われるような問題があれば、またここで語っていただければというふうにしていただきたいと思います。
委員長	逐次ご報告いただき、また別のものを作る場合は別でまた検討していただくこともしないといけないと思いますけどね。 せっかくいいものが作られ、発展させていこうという意気込みでございまして、そこを間違わないように、5年間はとにかく頑張りましょうということでございます。 それでは、今日検討せねばならないこと、あるいはご報告をいただかないといけないことは全部これで終わったと思います。 全体を通して、何かございせんか。行政からでもいかがですか。
事務局	いろいろ本日ご意見たくさんいただきましたので、とにかくお願いと

	<p>してはやっぱり適切な人に適切な支援がいかに届くかという、ここは一緒でございますので、そのためにそのプロセスをどう見せていくか、議論をどう深めていくかということだと思っています。なので、今回いただきました意見、ちょっと持ち帰りをさせていただいて、どんな方法が一番お示しできるかとか、ちょっとその辺一度考えさせていただきたいなと思います。</p> <p>本日は、貴重な意見ありがとうございます。</p>
委員	<p>ちょっと一点。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>私、「民生委員・児童委員審査専門分科会」で推薦者の審議をさせていただいているんですが、例年、この改選期に際して、説明会をされてるというふうに思うんですけどね。その開催時期は例年、何か間際にされたというふうに思うんですが。</p>
事務局	<p>そうですね。大体5月頃を予定しております。</p>
委員	<p>5月ですか。</p>
事務局	<p>はい。5月頃に、地域の方々、地域の推薦に携わるの方々、民生委員協議会の方々を対象に、大体5月頃、5月のちょっと末ぐらいになるかもしれないんですけども、説明会を2回開催させていただきます。平日と土日どちらか1日と、そのタイミングで候補者の推薦の依頼もほぼ同じ時期にさせていただきます。</p>
委員	<p>分かりました。いや、もうちょっと遅いかと思いました。やっぱり余裕持ってされてるんだと思います。</p> <p>それから、どういう方が説明会に来られてるのか。やはりね、説明会に来られる方は、やはり地域の中で実務的にかなりよく精通されてる方、ただ形式的に会長だとか、副会長だからって出て来られるとね、福祉に関心のない人が出て来られてね、重要なことが欠落してる面があります。地域できちんと選んでいただくというか、そういう制度についてきっちりと把握できる人に出席いただきたい。そういうふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	<p>おっしゃってるように、3分の2が新人になるという恐ろしい状況になりますので、あらゆる手段を作ってぜひひ頑張っていただきたいで</p>

委員	<p>すね。</p> <p>私どもの地域もかなりの交代が出そうです。</p>
委員長	<p>そうですね。民生委員・児童委員制度が成り立たなくなるんじゃないかとかね。欠員率がすごいです。定員を減らしたら、かなり欠員が出るという面白い法則もあります。もうそれは一番皆さんが分かっておられますけど。民生委員・児童委員制度が崩れますと、もう社会福祉が崩れます。もうぜひぜひ、あらゆるところでお願いしましょう。福祉だけでなく愛情があるところをお願いしないといけません。お願いいたします。</p> <p>それでは、今日はオンラインと対面とハイブリッド方式でやらせていただきました。ご意見いただけなかった方もありますけれども、今後ともご参加いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それでは、閉会いたします。事務局に返します。</p>
事務局	<p>事務局から、令和4年度の開催について、ご案内をさせていただきます。</p> <p>令和4年5月、もしくは6月頃に、第1回の審議会を開催する予定としております。時期がまいりましたら、改めて日程調整のご連絡をさせていただきますたいと思います。またよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p>
事務局	<p>これで、令和3年第2回本審は終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>本審、終了いたします。ありがとうございました。</p>